

盛岡駅西通二丁目地内市有地の土壌汚染について

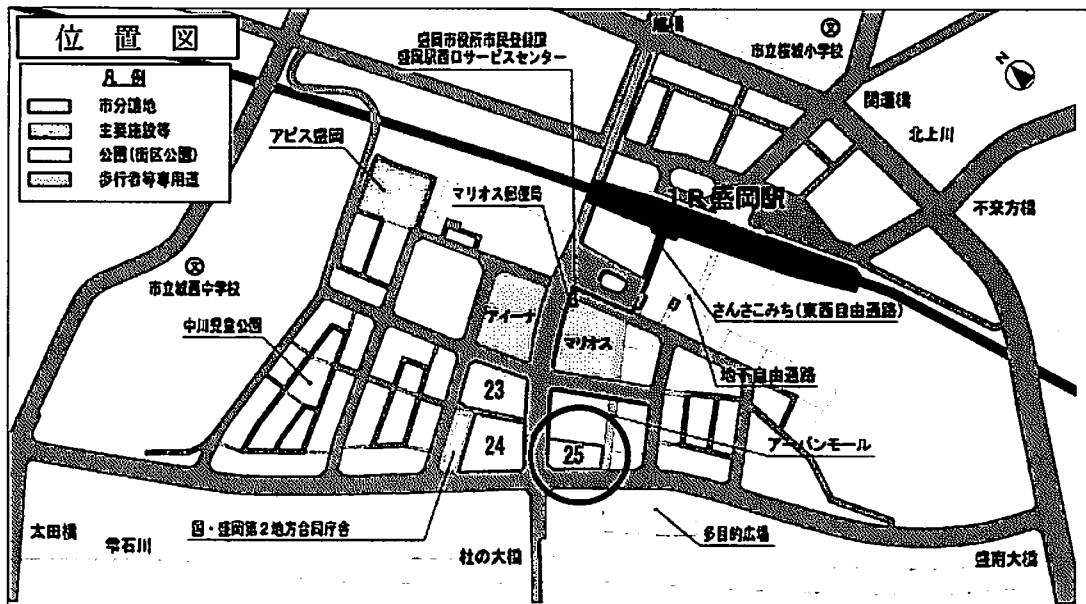
平成 26 年 11 月 25 日  
 総 務 部  
 都 市 整 備 部

市が売却予定地として公募していた下記の市有地において、土壌汚染が確認された。これまでの対応状況及び今後の対応については、次のとおりである。

記

1 所在地等

- (1) 所在地 盛岡市盛岡駅西通二丁目 210 番 2 (物件番号 25)
- (2) 地目及び面積 宅地 3,280.58 m<sup>2</sup>
- (3) 公募価格 322,150,000 円



2 経過

- (1) 取得検討者による土壌調査  
 平成 26 年 7 月 15 日、当該地の取得を検討していた者から、土壌調査を行った結果、土地の一部から砒素及び鉛の基準超過が認められた旨の報告があった。
- (2) 市による追加調査  
 上記調査結果の報告を受け、事実確認と併せて土壌汚染対策法に準拠した追加調査を実施した。  
 ア 調査内容 土地利用の履歴調査及び平面上の汚染範囲を確定させるための表層土壌調査  
 イ 調査期間 平成 26 年 9 月 5 日～10 月 15 日
- (3) 売却公募の中止  
 平成 26 年 10 月 14 日、当該地の売却公募を中止した。
- (4) 市議会総務常任委員会への説明及び公表  
 平成 26 年 10 月 16 日に開催された総務常任委員会において当該土壌汚染について説明し、同日、全市議会議員、市政記者クラブに対し情報提供を行った。

### 3 調査結果(詳細別紙参照)

#### (1) 表層土壌調査

ア 砒素について、10m格子4区画で基準(0.01mg/L以下)を超える0.011mg/L～0.079mg/Lの土壌溶出量が検出された。

イ 鉛について、10m格子4区画で基準(150mg/kg以下)を超える160mg/kg～990mg/kgの土壌含有量が検出された。

#### (2) ボーリング調査

ア 鉛について、10m格子1区画、深度1.0mで基準(150mg/kg以下)を超える160mg/kgの土壌含有量が検出された。

イ 地下水の汚染は確認されなかった。

### 4 健康への影響

#### (1) 砒素の土壌溶出量超過(汚染地下水の飲用摂取によるリスク)

地下水汚染は確認されていないことから、直ちに健康被害のおそれはない。

#### (2) 鉛の土壌含有量超過(汚染土壌の直接摂取によるリスク)

立入禁止措置により、汚染土壌の直接摂取による健康被害のおそれはない。

### 5 土壌汚染対策法に基づく区域指定

土壌汚染対策法第14条の規定に基づき汚染区域の指定を行うこととし、現在、環境部において事務を執り進めている。汚染の影響範囲に汚染物質の摂取経路がなく、健康被害のおそれがないことが確認されたことから、11月中に土地の形質変更時に届出が必要な「形質変更時要届出区域」に指定する予定である。

### 6 その他の対応

#### (1) ボーリング調査の実施

汚染物質の深度方向の汚染範囲を確定させるためのボーリング調査を実施する。(12月定例会補正予算に計上予定)

#### (2) 汚染原因及び土地利用の履歴

現時点では、当該土壌汚染の原因は不明である。

当該地の土地利用の履歴は以下のとおりであり、今後、上記ボーリング調査の結果と併せて精査し、汚染原因の特定に努める。

ア 昭和23年には、既に野球場として使用されていた。

イ 平成3年から4年にかけて、アルペンスキー世界選手権大会(平成5年2月開催)の搬送用仮設道路の築造が行われ、その後、区画整理事業の着手に伴い、平成13年までに2回にわたり道路の切替工事が行われた。

ウ 平成16年度に土地区画整理事業の造成工事が行われた。

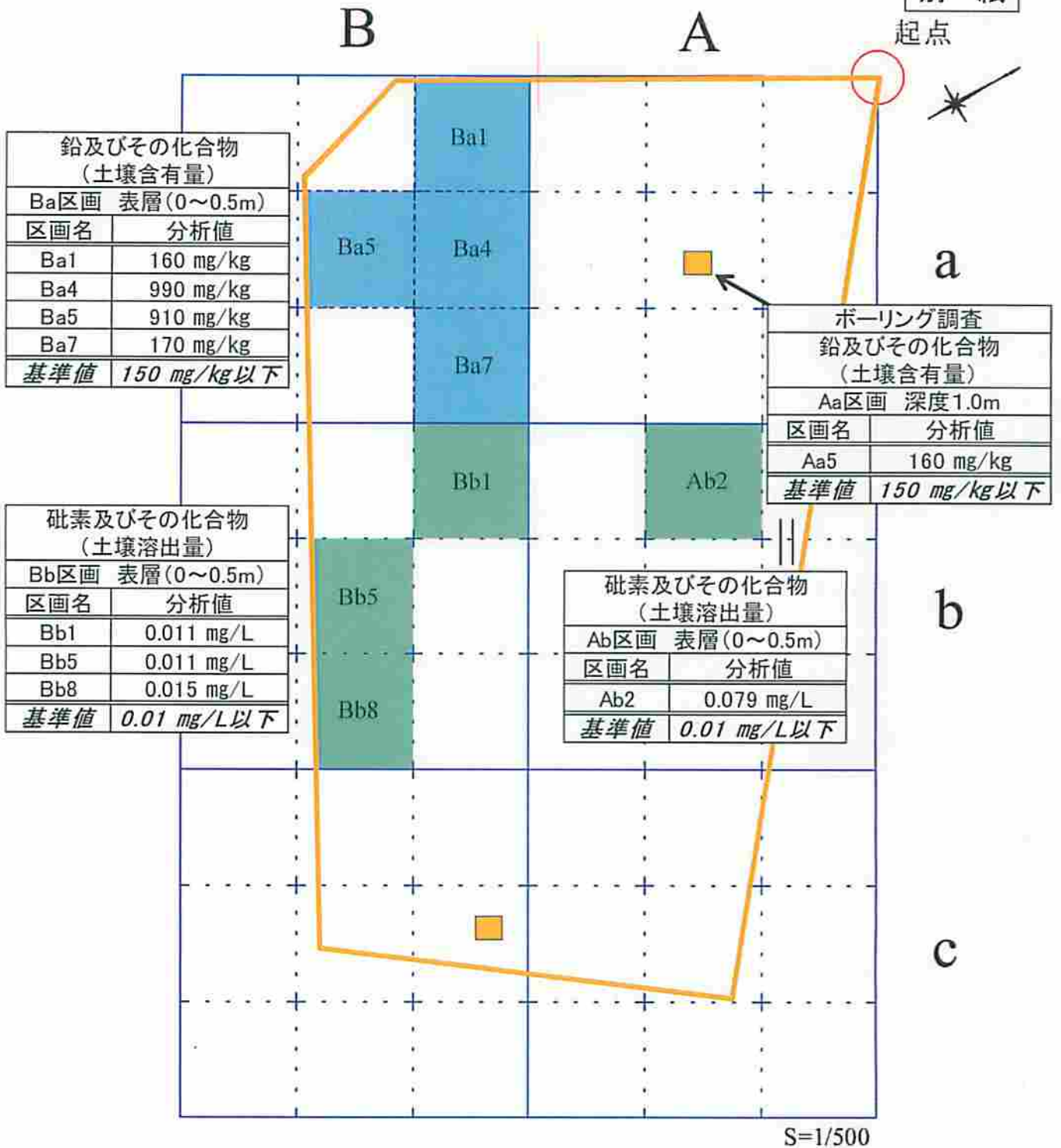
#### (3) 土地利用方針の検討

今後の土地利用については、土壌汚染対策費用等を踏まえて総合的に判断する。

#### (4) 近接市有地の土壌汚染調査の検討

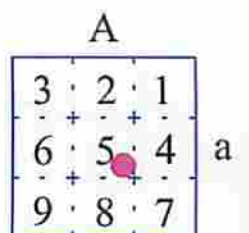
汚染原因の調査結果を踏まえ、当該地に近接する市有地について、土壌汚染調査の必要性を検討する。

起点



凡例

- 調査対象地
- 鉛及びその化合物 (土壌含有量) 基準不適合
- 砒素及びその化合物 (土壌溶出量) 基準不適合
- ボーリング地点(2地点)
- 30m格子
- 10m格子
- 単位区画の合体



上図の場合、地点名は Aa5

表層土壌 基準不適合位置図  
(単位区画での評価)